令和４年３月１０日（木）　２月議会　一般質問　稲葉大輔　配布資料

資料①　浜松市内スポーツ施設所管課一覧　（第２期スポーツ振興計画）

（１）スポーツ振興課他所管施設

施設所管課	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
スポーツ振興課（アリーナ他）	**4**	**2**	**6**	**6**	**8**	**12**	**20**	**58**
公園管理事務所（緑地　他）	10	7	5	3	2	2	2	31
教育施設課（小中学校）	37	18	17	15	23	16	15	141
市民協働・地域政策課（協働センター体育館）	6	5	6	6	2	0	2	27
その他	1	0	1	0	0	0	1	3
合　計	58	32	35	30	35	30	40	260

資料②　浜松市教育委員会　指導課提供

Ｒ１～浜松市中学校地域クラブ～
　中学校部活動８１４部のうち、
　　１２１の地域クラブが登録。

地域クラブは、学校部活動から切り離した地域の活動のため、教員は関わらず、外部指導員は指導できるが報酬の対象とならずボランティア。
基本的には保護者や地域の方、クラブ OB 等が指導する。
また、学校施設は無償で優先的に使用ができるが、他の費用や傷害保険は受益者負担となる。

令和３年度　中学校地域クラブ登録状況

令和４年２月１６日現在

no	種　　目	設置数
1	サッカー	16
2	女子バレーボール	16
3	男子バレーボール	13
4	男女バレーボール	1
5	野球	14
6	女子ソフトテニス	13
7	男子ソフトテニス	9
8	男女ソフトテニス	2
9	ソフトボール	7
10	吹奏楽	6
11	剣道	5
12	女子バスケットボール	5
13	男子バスケットボール	5
14	女子卓球	3
15	男子卓球	2
16	男女卓球	2
17	水泳	1
18	陸上	1
合　　計		121

～R４年度文科省実証実験モデル事業～

【地域部活動推進事業】

部活動の一環として行うため、施設利用料は無償、保険も部活動と同じ扱い、部活動外部指導員も報酬を受けて指導が可能。

令和３年度細江中女子卓球部で実施。

令和４年度は、野球、水泳、吹奏楽で実証実験を予定。

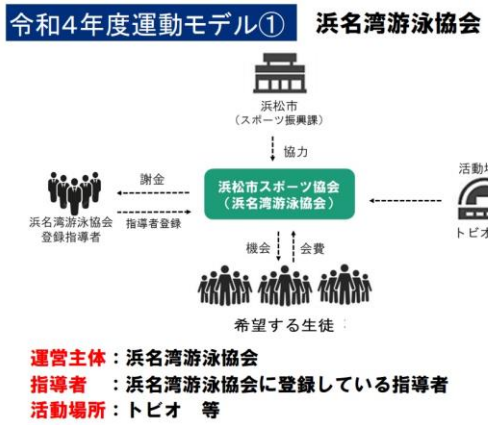

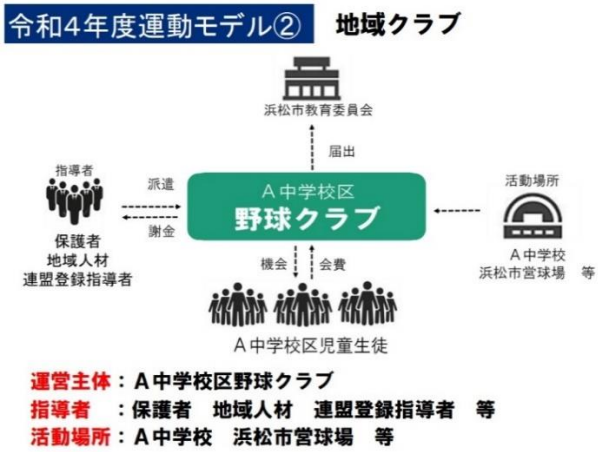

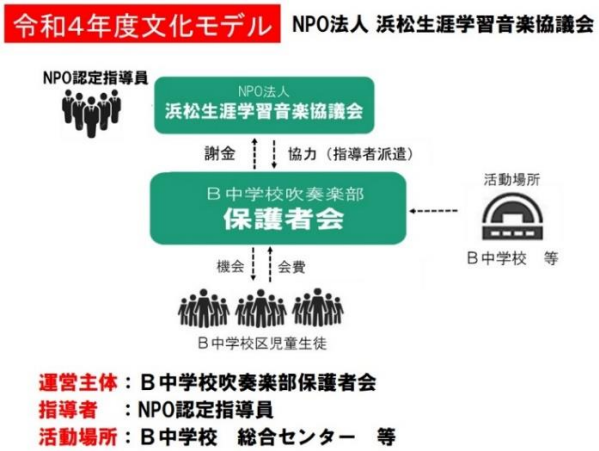

資料③　スポーツ庁ＨＰより

スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和４年度予算額（案）198,000千円
（前年度予算額　164,927千円）

スポーツによる地方創生・まちづくりを推進していくため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまちづくりを推進する**「地域スポーツコミッション」**（地域SC）について、その**「質の向上」**に向け、**新たな事業展開へのチャレンジ等**をモデル的に支援するとともに、その運営を担う**基盤人材の育成**をサポートする。

資料④　©一般社団法人おおたスポーツコミッション　　桑田健秀理事長より

◎「おおたスポーツコミッション」OSCとは
スポーツが秘める可能性を最大限に引き出し、大田区に点在するスポーツ資源の機能を高め、
官民挙げてそれらをコーデイネーション（繋げる・**リエゾン**させる）する**プラットフォーム**です

障がい者スポーツ：運動会・継続的な場の確保／高齢者：健康体操発表会・認知症予防　／青少年：教室　／中学部活動：指導支援・運動嫌いな生徒対策　/小学生体力強化：スポーツ鬼ごっこ・わんぱく相撲／地域：スポーツごみ拾い/ 3 on 3 /フリースローコンテスト

スポーツを「ベース」としてハードとソフトのインフラを使って、世代と地域を機能的・効果的にリエゾンします

大田区スポーツブランディング構想

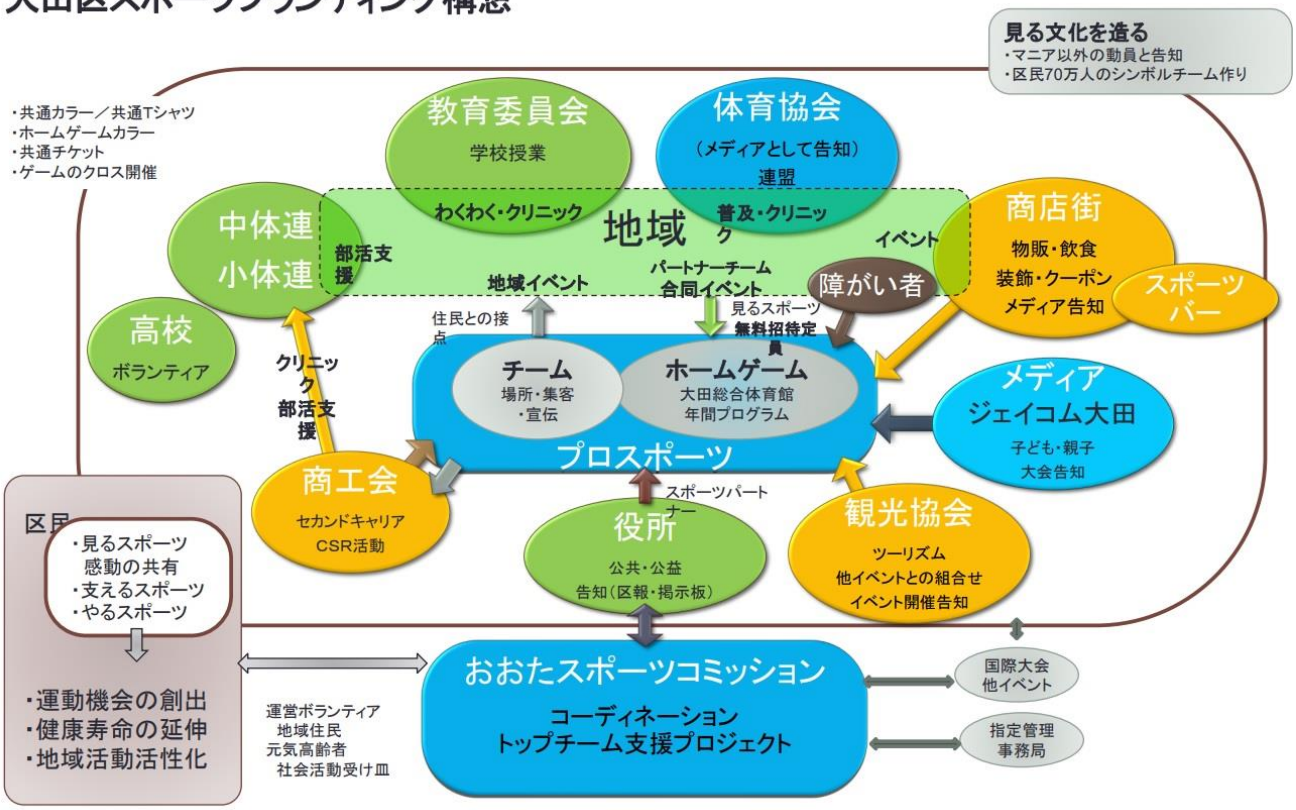

資料⑤　文部科学省ＨＰより

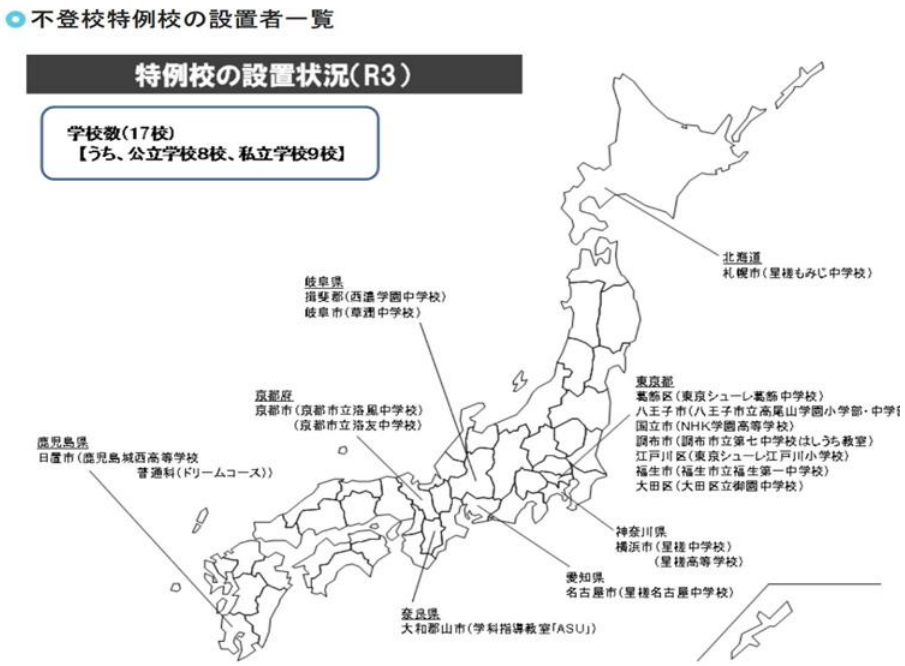

不登校特例校は、令和３年４月の時点で全国に１７校（うち公立は８校）開設されている。

令和４年４月には、宮城県富谷市に開設。東京都世田谷区や神奈川県大和市では不登校特例校「分教室」が開設される予定。
また、大阪市は令和６年度に設置を決めており、川崎市では本年不登校特例校の可能性調査の公開プロポーザルを実施。

参考　　「不登校児童生徒への支援の在り方について（文科省通知）」令和元年 10 月 25 日

1　不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は，「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく，児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて，社会的に自立することを目指す必要があること。また，児童生徒によっては，不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で，学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2)学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は，各個人の有する能力を伸ばしつつ，社会において自立的に生きる基礎を養うとともに，国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており，その役割は極めて大きいことから，学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また，不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し，学校関係者や家庭，必要に応じて関係機関が情報共有し，組織的・計画的な，個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや，社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに，既存の学校教育になじめない児童生徒については，学校としてどのように受け入れていくかを検討し，なじめない要因の解消に努める必要があること。

また，児童生徒の才能や能力に応じて，それぞれの可能性を伸ばせるよう，本人の希望を尊重した上で，場合によっては，教育支援センターや不登校特例校，ICTを活用した学習支援，フリースクール，中学校夜間学級（以下，「夜間中学」という。）での受入れなど，様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際，フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し，相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3)不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が，主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう，児童生徒自身を見守りつつ，不登校のきっかけや継続理由に応じて，その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4)家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり，不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また，不登校の要因・背景によっては，福祉や医療機関等と連携し，家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため，家庭と学校，関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際，保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや，訪問型支援による保護者への支援等，保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

資料⑥　市立幼稚園と私立幼稚園の園児数と教諭数・障害認定時数

（※わかりやすいように市立をイチリツ、私立をシリツと読みます）

◆市立保育園の園児数・教諭数・障害認定児童数　（H26～Ｒ３推移）　※幼児教育保育課提供

市立幼稚園の園児数と教諭	平成２６年	平成２９年	令和３年
市立幼稚園園児数	4,332	3,130	1,957
うち障害認定園児数	462	469	425
上記比率	10.7%	15.0%	21.7%
職員数合計	516	482	489
正規幼稚園教諭	295	293	304
長期臨時・月額報酬教諭	79	47	32
キッズサポーター	142	142	153
園児数：正規幼稚園教員数の比	14.7：１	10.7:1	6.4:1
園児数：全職員数	8.4：１	6.5：１	４：１
障害認定児童数を除く園児数	3,870	2,661	1,532
上記園児数：正規職員数	13.1：１	9.1：１	5.1：１
上記園児数：全職員数	7.5：１	5.5：１	3.1：１
１クラスあたりの職員数	2.2	2.4	2.9

◆私立幼稚園の園児数・教諭数・障害認定児童数の状況　※私立幼稚園協会提供

私立幼稚園の園児数と教諭	令和３年
私立幼稚園園児数	9,222
うち障害認定園児数	353
上記比率	3.8%
職員数合計	777
正規幼稚園教諭	777
長期臨時・月額報酬教諭	124
園児数：正規幼稚園教員数の比	11.9：１
園児数：全職員数	10.2：１
障害認定児童数を除く園児数	8,869
上記園児数：正規職員数	11.4：1
上記園児数：全職員数	9.8：１

市立幼稚園の園児数は、平成 26 年から令和３年には半分以下となっているが、障がい認定園児数は減っておらず、障がい認定園児数の比率は 10.7%から 21.7%と倍増している。

私学幼稚園、令和３年度の園児数 9,222 人に対し、障がい認定園児数の障がい認定園児の比率は 3.8%

資料⑦　国土交通省ＨＰより

令和４年通常国会にて審議されるこの法案で、所有者不明土地の対応に大きな前進が期待される。

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

背景・必要性

○ 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。

◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。

◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

所有者不明土地法　附則（平成30年制定時）

2　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

住民から市町村に苦情のあった管理不全土地への対応状況

（令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。）

法案の概要

1．利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加

備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長

・事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

・損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続（収用委員会の審理手続を省略）の対象として適用

建築物のイメージ

2．災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設

豪雨の度に土砂崩れが多発

高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

・上記の勧告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入

3．所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度　*※予算関連*

・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定

・推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 国土交通省職員の派遣の要請

・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

資料⑧　デジタルツインと３次元点群データ

都市のデジタルツイン＝現実の土地や建物をデジタル空間に再現したもの。

３次元点群データ＝ドローンや写真測量、地上レーザスキャナ等による 3 次元測量によって得られた 3 次元座標を持った点データの集合。

静岡県　VIRTUAL SHIZUOKA ~ 3 次元点群データ（熱海市）
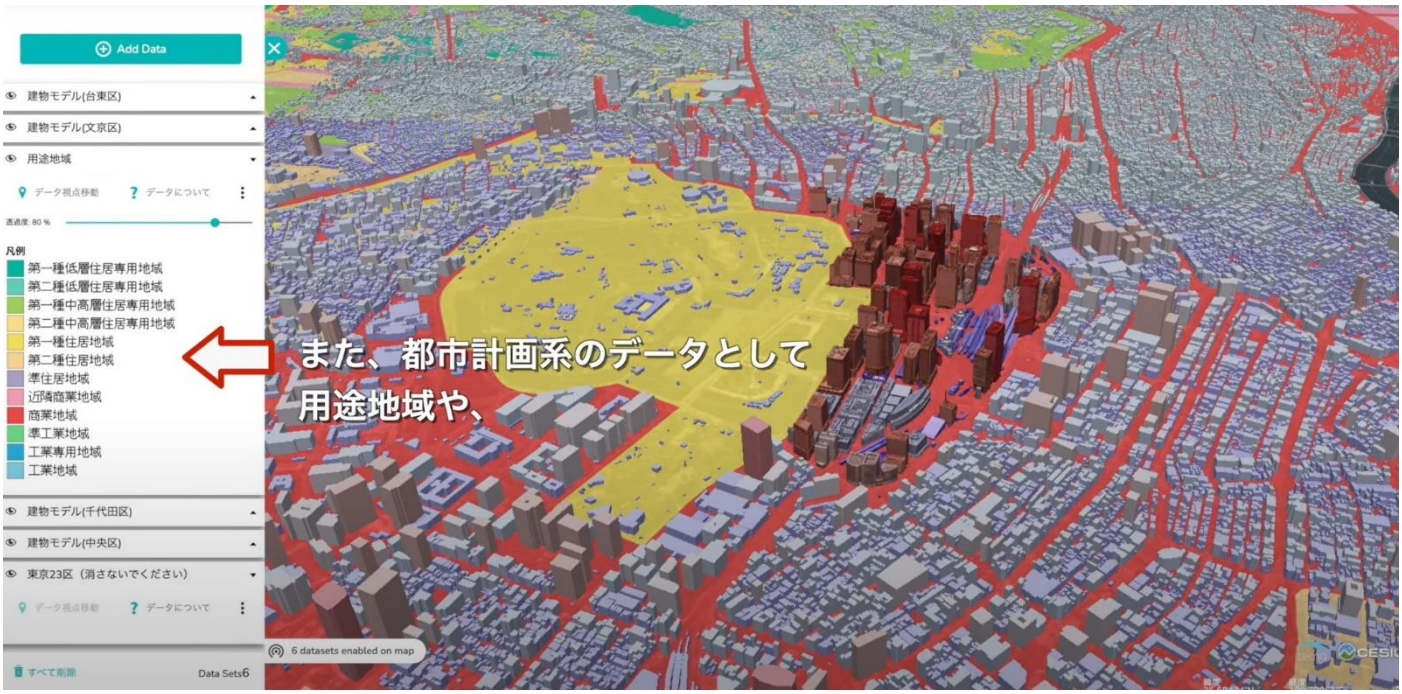
国土交通省　プラトープロジェクト https://www.mlit.go.jp/plateau/